

日常生活用具継続品目をご利用の皆様

日常生活用具継続品目の期間更新時期の変更について

日頃から、本市の障害福祉行政に御理解を賜り、ありがとうございます。

さて、日常生活用具継続品目である、紙おむつ、紙おむつ（経過的）、ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）、収尿器の計5品目における期間更新時期について、令和3年4月から取扱いが変更となりましたので、お知らせいたします。

(変更前)・・・令和2年度まで	(変更後)・・・令和3年度から
4月～6月、7月～12月、1月～3月の 年3回更新	4月～6月、7月～3月の <u>年2回更新に変更（※）</u> ※ 例年行っていた1月の更新が廃止となりました。 そのため、年度内に計2枚（4月～6月分で1枚、 7月～3月分で1枚）の給付券を発行すること となります。

(注意事項)

- ・今回（7月）の更新手続きが終了しましたら、次回は令和4年3月頃に更新手続きが必要となります。更新時期が近づきましたら、お住まいの地域みまもり支援センターから更新に関する案内文を送付いたします。
- ・既に昨年度と同様に、7月～12月分の見積書を事業者から受理している場合、別途1～3月分の見積書を追加で作成依頼していただくか、若しくは、7～3月分の見積書の再作成を依頼した上で申請いただきますようお願いいたします。
- ・詳しい手続きの方法などについてはお住いの各区、各支所の窓口にお問合せください。（窓口、問合せ先はホームページ下段に掲載。）
- ・なお、本制度の全般的な内容につきましては、下記までお問合せください。

川崎市健康福祉局障害福祉課

044-200-2653